

最高裁秘書第1969号

令和8年6月11日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和6年12月に裁判所からの出向者である金融庁職員によるインサイダー取引が告発されたこと等を踏まえて、令和7年4月開始の金融庁への出向人事について、最高裁が金融庁との間で協議した際の文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和7年9月19日付け（同月22日受付）

2 答申番号

令和8年度（最情）答申第2号

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）